

通称“内堀通り”“外堀通り”の命名について

標記の件について、下記の通り命名しますのでお知らせします。

記

- 1 通称名 ① 内堀通り ② 外堀通り
- 2 区間 ① 久米町祇園橋線（一部）～久米町末広町通り線（一部）～湊山公園線（一部）の約650m
② 東町南大工線～東町南2号線～東町日野町裏線～中町東町1号線～中町灘町橋線の約1855m
※②は“加茂川桜どおり”と“よりみち通り”を包含しているが、②を命名することにより、既存の愛称を否定するものではない。
- 3 目的 自分たちが暮らしている街に愛着を持つとともに、分かりやすいまちづくりを推進していくため、通りに通称を命名していく。
国史跡である米子城跡とその周辺に広がる城下町の存在を想起させ、地域の歴史や文化を後世に継承し市民の愛着や誇りを育むとともに、中心市街地における来訪者のアクセスの向上を図るため、当該取組みの第二弾として、米子城内堀跡及び外堀跡にそれぞれ通称名を設定する。
- 4 実施時期 平成30年6月
- 5 問い合わせ先 米子市総合政策部都市創造課 若林・足立 電話 23-5273/23-5291

